

自動車運転業務精励者に対する褒章推薦基準

自動車運転業務精励者に対する黄綬褒章の推薦は、次の要件を充足する者を対象とする。

- 1 業務（生業）の遂行と自家用自動車の運転が一体の関係にあるような業務に従事する者であること。
- 2 交通安全活動の実践歴が30年以上ある者であること。
- 3 優良運転者として交通栄誉章緑十字金章を受けた者であること。
- 4 道路交通法違反歴がない者であること。

- 上記1中の「業務の遂行と自家用自動車の運転が一体の関係にある」とは、通勤のための運転や酒屋の従業員が配達のために運転するような場合ではなく、企業役員の専属運転手や企業の配送係等をいう。また、「自家用自動車」であることを要件とするため、タクシー運転手等は含まないものとする。
 - 上記2中の「交通安全活動」の具体例は、交通安全功績者の場合と同様とする。